

令和 6 年 3 月 1 日

令和 6 年網走市議会第 1 回定例会 議案

令和6年網走市議会第1回定例会 議案

番号	議案番号	件名	
1	議案第1号	令和6年度網走市一般会計予算	別冊
2	議案第2号	令和6年度網走市市有財産整備特別会計予算	
3	議案第3号	令和6年度網走市国民健康保険特別会計予算	
4	議案第4号	令和6年度網走市網走港整備特別会計予算	
5	議案第5号	令和6年度網走市能取漁港整備特別会計予算	
6	議案第6号	令和6年度網走市介護保険特別会計予算	
7	議案第7号	令和6年度網走市後期高齢者医療特別会計予算	
8	議案第8号	令和6年度網走市水道事業会計予算	別冊
9	議案第9号	令和6年度網走市簡易水道事業会計予算	
10	議案第10号	令和6年度網走市下水道事業会計予算	
11	議案第11号	網走市子ども医療費助成に関する条例及び網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	
12	議案第12号	網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	
13	議案第13号	網走市犯罪被害者等支援条例制定について	
14	議案第14号	令和5年度網走市一般会計補正予算	
15	議案第15号	令和5年度網走市国民健康保険特別会計補正予算	
16	議案第16号	令和5年度網走市網走港整備特別会計補正予算	
17	議案第17号	令和5年度網走市能取漁港整備特別会計補正予算	
18	議案第18号	令和5年度網走市介護保険特別会計補正予算	
19	議案第19号	令和5年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算	
20	議案第20号	令和5年度網走市水道事業会計補正予算	

番号	議案番号	件名
21	議案第21号	令和5年度網走市簡易水道事業会計補正予算
22	議案第22号	令和5年度網走市下水道事業会計補正予算
23	議案第23号	網走市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例制定について
24	議案第24号	網走市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について
25	議案第25号	網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
26	議案第26号	網走市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例制定について
27	議案第27号	財産の取得について
28	議案第28号	財産の取得について
29	議案第29号	財産の取得について
30	議案第30号	財産の取得について
31	議案第31号	財産の取得について

議案第 11 号

網走市こども医療費助成に関する条例及び網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

網走市こども医療費助成に関する条例及び網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市こども医療費助成に関する条例及び網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(網走市こども医療費助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 網走市こども医療費助成に関する条例（平成 11 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「満 15 歳」を「満 18 歳」に改める。

(網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和 58 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 項及び第 4 条の 2 第 1 号中「満 15 歳」を「満 18 歳」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に行われた医療費に係る助成については、なお従前の例による。

議案第 12 号

網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

網走市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市介護保険条例の一部を改正する条例

網走市介護保険条例（平成 12 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 中「第 45 条第 5 項」を「第 45 条第 4 項」に、「第 57 条第 5 項」を「第 57 条第 4 項」に改める。

第 2 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同項第 1 号中「34,794 円」を「31,663 円」に改め、同項第 2 号中「52,191 円」を「47,668 円」に改め、同項第 3 号中「52,191 円」を「48,016 円」に改め、同項第 6 号イ中「になる者」を「となるもの」に、「及び次号イ」を「、次号イ」に改め、「第 11 号イ」の次に「、第 12 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ」を加え、同項第 7 号イ中「になる者」を「となるもの」に、「及び次号イ」を「、次号イ」に改め、「第 11 号イ」の次に「、第 12 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ」を加え、同項第 8 号イ中「になる者」を「となるもの」に、「及び次号イ」を「、次号イ」に改め、「第 11 号イ」の次に「、第 12 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ」を加え、同項第 9 号イ中「になる者」を「となるもの」に、「及び次号イ」を「、次号イ」に改め、「第 11 号イ」の次に「、第 12 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ」を加え、同項第 10 号イ中「になる者」を「となるもの」に、「及び次号イ」を「、次号イ、第 12 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ」に改め、同項第 11 号ア中「5,000,000 円」を「4,200,000 円」に改め、同号イ中「になる者」を「となるもの」に改め、「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ」を加え、同項第 12 号中「125,258 円」を「167,011 円」に改め、同号を同項第 15 号とし、同項第 11 号の次に次の 3 号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 132,217 円

ア 合計所得金額が 5,200,000 円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第 14 号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 146,135 円

ア 合計所得金額が 6,200,000 円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 160,052 円

ア 合計所得金額が 7,200,000 円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第 2 条第 2 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に、「20,876 円」を「19,833 円」に改め、同条第 3 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に、「20,876 円」を「19,833 円」に、「34,794 円」を「33,750 円」に改め、同条第 4 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に、「前 2 項」を「第 2 項」に、「20,876 円」を「19,833 円」に、「48,712 円」を「47,668 円」に改める。

第 4 条第 3 項中「及び」を「若しくは」に、「、第 6 号ロ、第 7 号ロ、第 8 号ロ又は第 9 号ロ」を「又は第 2 条第 1 項第 6 号イ、第 7 号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ若しくは第 14 号イ」に、「第 1 号から第 9 号」を「第 1 号から第 5 号まで又は第 2 条第 1 項第 6 号から第 14 号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の網走市介護保険条例第 2 条の規定は、令和 6 年度の保険料から適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 13 号

網走市犯罪被害者等支援条例制定について

網走市犯罪被害者等支援条例を次のとおり定める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号)に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (4) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関等による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。
- (5) 関係機関等 国、北海道、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (6) 市民等 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (7) 事業者 市内で事業活動を行う法人又は個人をいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪被害者等の支援は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるよう、配慮して行わなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、二次的被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に十分に配慮して行わなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができると認められるまでの間、必要な支援が提供されるよう、行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)に則り、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念に則り、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に則り、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、当該犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、就労及び勤務条件並びにその他必要な各種手続について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有している犯罪行為により死亡した者の遺族及び犯罪行為により傷病を受けた者に対し、経済的負担の軽減を図るため、市長が別に定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める見舞金を支給するものとする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 傷病見舞金 10万円
- (3) 性犯罪被害見舞金 10万円

2 性犯罪を受け、及び当該性犯罪により傷病を負った者に対して支給する見舞金については、傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金のいずれかとする。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第11条 市は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害又は二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第12条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ、二次的被害を受けることがないように、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(意見等の反映)

第13条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市

が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(市内に住所を有しない犯罪被害者等への支援)

第 14 条 市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携及び協力し、第 7 条第 1 項の支援を行うことができる。

(支援の制限)

第 15 条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認める場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 14 号

令和 5 年度網走市一般会計補正予算

令和 5 年度網走市の一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 59,775 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,545,400 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 3 月 1 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.市 税		4,963,547	120,000	5,083,547
	1.市 民 税	2,454,845	98,000	2,552,845
	4.市 た ば こ 税	332,302	22,000	354,302
12.地 方 交 付 税		6,832,350	200,000	7,032,350
	1.地 方 交 付 税	6,832,350	200,000	7,032,350
14.分 担 金 及 び 負 担 金		227,809	△28,471	199,338
	1.分 担 金	193,632	△28,471	165,161
16.国 庫 支 出 金		3,594,201	105,734	3,699,935
	1.国 庫 負 担 金	2,164,893	△37,500	2,127,393
	2.国 庫 補 助 金	1,418,328	143,234	1,561,562
17.道 支 出 金		2,103,763	△220,004	1,883,759
	2.道 補 助 金	1,160,004	△220,004	940,000
19.寄 附 金		2,200,000	△569,153	1,630,847
	1.寄 附 金	2,200,000	△569,153	1,630,847
20.繰 入 金		2,915,344	13,619	2,928,963
	1.基 金 繰 入 金	2,869,631	13,619	2,883,250
23.市 債		4,391,072	318,500	4,709,572
	1.市 債	4,391,072	318,500	4,709,572
歳 入 合 計		30,605,175	△59,775	30,545,400

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,709,145	△201,342	5,507,803
	1. 総務管理費	5,350,370	△203,542	5,146,828
	3. 戸籍住民基本台帳費	98,719	2,200	100,919
3. 民生費		7,402,073	39,094	7,441,167
	1. 社会福祉費	4,126,681	△31,829	4,094,852
	2. 児童福祉費	2,010,326	12,329	2,022,655
	4. 生活保護費	1,065,905	58,594	1,124,499
4. 衛生費		1,949,235	545	1,949,780
	1. 保健衛生費	1,039,755	545	1,040,300
6. 農林水産業費		1,646,316	△63,252	1,583,064
	1. 農業費	1,328,937	△63,252	1,265,685
7. 商工費		3,449,397	△591,681	2,857,716
	1. 商工費	3,089,891	△591,681	2,498,210
8. 土木費		3,265,838	298,500	3,564,338
	1. 道路橋梁河川費	2,000,089	260,000	2,260,089
	2. 港湾費	365,360	△34,500	330,860
	4. 住宅費	298,038	73,000	371,038
10. 教育費		2,789,692	458,361	3,248,053
	2. 小学校費	532,301	431,233	963,534
	5. 保健体育費	783,699	27,128	810,827
歳出合計		30,605,175	△59,775	30,545,400

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額(千円)
総務費	戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム等改修事業	2,200
衛生費	環境衛生費	最終処分場配置計画策定事業	3,531
衛生費	保健衛生費	健康診査事業	545
衛生費	保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	361
農林水産業費	農業費	網走西部川向地区担い手支援畑総事業分担金	2,200
土木費	港湾費	国直轄港湾整備事業負担金	84,000
土木費	住宅費	市営住宅建設事業	36,000
土木費	住宅費	市営住宅解体事業	37,000
教育費	小学校費	小学校冷房設備整備事業	431,233
教育費	保健体育費	学校給食施設改修事業	14,138

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限度額 (千円)
庁舎及び公共施設等の管理委託等契約	令和6年度	1,453,405
一般廃棄物等処理に係る業務委託契約	令和6年度	487,946
紙おむつ等収集運搬処理業務委託契約	令和6年度から 令和8年度まで	153,648
各種予防接種に係るワクチン購入及び接種委託契約	令和6年度	69,898
市営住宅修繕管理業務委託契約	令和6年度から 令和8年度まで	24,630
ふるさと納税に係る業務委託契約	令和6年度	契約による金額

第4表 地方債補正

(追加及び変更)

起債の目的	補 正 前			補 正 後		
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法 利率 償還の方法
総務管理事業債	千円 2,433,500	証書借入又は証券発行	10.0 以内	40年以内 (内据置25 年以内)の元 金均等又は元 金均等償還。	千円 2,433,500	補正前に同じ
保健衛生事業債	93,000	(借入先)	(ただし、利 率見直し方式 で借入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	ただし、市財 政の都合によ り据置期間及 び償還期間を 短縮し、もし くは繰上償還 又は低利に借 換えることが できる。	93,000	
環境衛生事業債	49,000	財政融資資金			49,000	
労働事業債	1,100	地方公共団体			1,100	
農 業 債	38,100	金融機構			27,500	
観光事業債	4,600	北海道			4,600	
道路橋梁事業債	782,600	都市職員 共済組合			782,600	
港湾事業債	182,200				174,100	
河川整備事業債	100,000	地方職員 共済組合			100,000	
公営住宅事業債	0	北海道市町村 振興協会			18,000	
公園整備事業債	69,400				69,400	
学校教育事業債	181,000	北海道市町村 備荒資金組合			487,400	
社会教育事業債	385,900	そ の 他 銀行等引受資金			385,900	
学校給食事業債	0				12,800	
臨時財政対策債	70,672				70,672	
計	4,391,072				4,709,572	

※今回補正は太字で表示。

議案第 15 号

令和 5 年度網走市国民健康保険特別会計補正予算

令和 5 年度網走市の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 800 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,185,939 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

- 第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 6 年 3 月 1 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4.繰入金		459,251	800	460,051
	2.基金繰入金	28,189	800	28,989
歳入合計		4,185,139	800	4,185,939

歳出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6.諸支出金		2,643	800	3,443
	1.償還金及び還付加算金	2,643	800	3,443
歳出合計		4,185,139	800	4,185,939

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額（千円）
国保市町村事務処理標準 システム保守委託契約	令和6年度	1,677
健康診査等各種委託契約	令和6年度	32,240

議案第 16 号

令和 5 年度網走市網走港整備特別会計補正予算

令和 5 年度網走市の網走港整備特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 6 年 3 月 1 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額（千円）
上屋消防設備点検委託契約	令和6年度	150
港湾システム保守点検委託契約	令和6年度	220
船舶給水業務委託契約	令和6年度	100

議案第 17 号

令和 5 年度網走市能取漁港整備特別会計補正予算

令和 5 年度網走市の能取漁港整備特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 6 年 3 月 1 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額（千円）
能取汚水処理施設維持管理業務委託契約	令和6年度から 令和8年度まで	7,623

議案第 18 号

令和 5 年度網走市介護保険特別会計補正予算

令和 5 年度網走市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 30,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,785,475 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

- 第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 6 年 3 月 1 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4.国庫支出金		837,661	△7,500	830,161
	1.国庫負担金	592,328	△6,000	586,328
	2.国庫補助金	245,333	△1,500	243,833
5.道支出金		496,051	△3,750	492,301
	1.道負担金	461,627	△3,750	457,877
6.支払基金交付金		913,876	△8,100	905,776
	1.支払基金交付金	913,876	△8,100	905,776
8.繰入金		720,485	△10,650	709,835
	1.他会計繰入金	612,292	△3,750	608,542
	2.基金繰入金	108,193	△6,900	101,293
歳入合計		3,815,475	△30,000	3,785,475

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.保険給付費		3,245,376	△30,000	3,215,376
	1.介護サービス等諸費	3,089,188	△40,000	3,049,188
	2.高額介護サービス費	69,000	10,000	79,000
歳出合計		3,815,475	△30,000	3,785,475

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額（千円）
要介護認定訪問調査委託契約	令和 6 年度	5,500
事務機器リース契約	令和 6 年度	370
ぴったりサービス保守点検契約	令和 6 年度	654

議案第 19 号

令和 5 年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和 5 年度網走市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 6 年 3 月 1 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額 (千円)
健康診査等各種委託契約	令和6年度	7,260

議案第 20 号

令和 5 年度網走市水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度網走市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 予算第 10 条を第 11 条とし、第 5 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道賠償責任保険等加入契約	令和 6 年度	4 6 7 千円
電算処理システム保守契約	令和 6 年度	9 8 2 千円
機器保守契約	令和 6 年度	2 8 4 千円
給水装置審査業務等委託契約	令和 6 年度	8, 5 1 3 千円
土地賃貸借契約 (JR 釧支第 194 号)	令和 6 年度	3 千円
土地賃貸借契約 (JR 旭支第 179 号 外 1 件)	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	1 8 千円

令和 6 年 3 月 1 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

議案第 21 号

令和 5 年度網走市簡易水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度網走市簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 予算第 9 条を第 10 条とし、第 5 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道賠償責任保険加入契約	令和 6 年度	5 1 千円
給水装置審査業務等委託契約	令和 6 年度	2 7 9 千円
土地賃貸借契約 (北見広域森林組合)	令和 6 年度	1 1 千円

令和 6 年 3 月 1 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

議案第 22 号

令和 5 年度網走市下水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度網走市下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 令和 5 年度網走市下水道事業会計予算第 6 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
下水道賠償責任保険加入契約	令和 6 年度	1 6 9 千円
麦稈ロール保管用土地賃貸借契約	令和 6 年度	2 7 千円
土地賃貸借契約 (JR 旭支第 386 号 外 5 件)	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	1 6 5 千円

令和 6 年 3 月 1 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

議案第 23 号

網走市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例制定について

網走市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例

網走市ふるさと寄附条例（平成 20 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号の次に次の 1 号を加える。

(11) 東京農業大学北海道オホーツクキャンパスの環境の充実と学生確保のための事業

第 3 条第 1 項第 1 号中「第 1 号から第 10 号」を「第 1 号から第 11 号」に改め、同項第 2 号中「第 11 号」を「第 12 号」に、「第 14 号」を「第 15 号」に改める。

第 4 条第 2 項中「同条第 11 号」を「同条第 12 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 24 号

網走市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

網走市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

網走市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を次のように改正する。

(網走市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
第 1 条 網走市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項第 5 号中「第 65 条」の次に「第 1 項」を加え、同項中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とし、同条第 6 項ただし書中「当該」の次に「指定」を加え、「施設」を「敷地」に改める。

第 7 条ただし書中「当該管理者は、」及び「同一敷地内にある」を削る。

第 24 条中第 9 号を第 11 号とし、第 8 号を第 10 号とし、第 7 号の次に次の 2 号を加える。

- (8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 34 条第 1 項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「当該」の次に「指定」を加え、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該」の次に「指定」を加える。

第48条ただし書中「当該管理者は、」及び「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 62 条第 1 項ただし書中「当該管理者は、」及び「同一敷地内にある」を削る。

第 65 条第 2 項中「以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する」を加える。

第 66 条第 1 項ただし書中「当該管理者は、」、「同一敷地内にある」及び「同一敷地内にある」を削る。

第 70 条中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 71 条第 1 項中「及び次条」を削る。

第 79 条第 2 項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 6 号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 第 70 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 82 条第 6 項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第 83 条第 1 項ただし書中「当該管理者は、」を削り、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第 3 項中「第 112 条」の次に「、第 192 条第 3 項」を加える。

第 92 条第 5 号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 106 条の次に次の 1 条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第 106 条の 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第 107 条第 2 項第 3 号から第 7 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 111 条第 1 項ただし書中「当該管理者は、」及び「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第 121 条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第 125 条中第 3 項を第 8 項とし、第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第 2 種協定指定医療機関（以下「第 2 種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第 2 種協定指定医療機関である場合においては、当該第 2 種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第 127 条第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 128 条中「及び第 104 条」を「、第 104 条及び第 106 条の 2」に改める。

第 130 条第 7 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条に次の 1 項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第 1 項第 2 号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。
 - (1) 第 149 条において準用する第 106 条の 2 に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
 - ア 利用者の安全及びケアの質の確保
 - イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
 - ウ 緊急時の体制整備
 - エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検
 - オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修
 - (2) 介護機器を複数種類活用していること。
 - (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
 - (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第 131 条ただし書中「当該管理者は、」及び「同一敷地内にある」を削り、「施設等若しくは」を「施設等、」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所又は」に改める。

第 147 条中第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保

していること。

- (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
 - 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
 - 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 - 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条に見出しとして「(設備)」を付し、同条第1項第6号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出し中「病院」を「医療機関」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるために」、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

第172条第1項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「当該管理者は、」、「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1項を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

(網走市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 網走市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「当該管理者は、」及び「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に、「同条」を「第44条」に改める。

第10条第1項ただし書中「当該管理者は、」、「同一敷地内にある」及び「同一敷地内にある」を削る。

第 32 条第 1 項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 40 条第 2 項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 6 号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 42 条第 11 号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 42 条第 14 号中「第 12 号」を「第 14 号」に改め、同号を同条第 16 号とし、同条中第 10 号から第 13 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 2 号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 44 条第 6 項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第 45 条第 1 項ただし書中「当該管理者は、」を削り、「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第 6 条第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第 47 条第 1 項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第 60 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第 1 号二に規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第 53 条第 1 項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 63 条の次に次の 1 条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第 63 条の 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第 64 条第 2 項第 3 号から第 7 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 72 条第 1 項ただし書中「当該管理者は、」、「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第 79 条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第 83 条中第 3 項を第 8 項とし、第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第 2 種協定指定医療機関（次項において「第 2 種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第 2 種協定指定医療機関である場合においては、当該第 2 種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第 85 条第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 86 条中「及び第 61 条」を「、第 61 条及び第 63 条の 2」に改める。

（網走市指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第 3 条 網走市指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「地域包括支援センター」の次に「(以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第 4 条の見出し中「従業員」を「従業者」に改め、同条第 2 項中「利用者の数が 35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 115 条の 23 第 3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第 15 条第 26 号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が 44」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和 34 年 1 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第 1 項に規定する員数の基準は、利用者の数が 49 又はその端数を増すごとに 1 とする。

第5条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第6条第2項中「開始に際し、あらかじめ」の次に「利用者又はその家族に対し」を加え、「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第31号を同条第33号とし、同条第30号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同号を同条第32号とし、同条第18号から第29号までを2号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第3号」を「第5号」に、「第12号」を「第14号」に、「第13号」を「第15号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第16号を同条第18号とし、同条第15号中「第13号」を「第15号」に改め、同号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15条第15号を同条第17号とし、同条第14号中「若しくは歯科医師」を「等」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第3号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第1号中「第13号」を「第15号」に改め、同項第2号イ中「第7号」を「第9号」に改め、同号ウ中「第9号」を「第11号」に改め、同号エ中「第15号」を「第17号」に改め、同項

第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する市町村」を「の規定による市」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 15 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 33 条第 1 項中「第 25 号」を「第 27 号」に改める。

(網走市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 4 条 網走市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 27 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「指定介護予防支援事業者は、」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第 6 条第 1 項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第 1 項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第 1 項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第 7 条第 2 項中「開始に際し、あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第 3 項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加える。

第 13 条に次の 2 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第 14 条中「前条」の次に「第 1 項」を加える。

第 15 条中「指定介護予防支援事業者は、」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、」に改め、同条第 1 号中「(平成 11 年厚生省令第 36 号)」を削り、同条第 4 号中「規定」の次に「(第 33 条第 29 号の規定を除く。)」を加える。

第 24 条第 1 項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

- (29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の地域密着型サービス基準条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第34条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の地域密着型介護予防サービス基準条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第32条第3項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第24条第3項（新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事

業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第 4 条の規定による改正後の指定介護予防支援等基準条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第 24 条第 3 項（新指定介護予防支援等基準条例第 35 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第 3 条 施行日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は、第 1 条の規定による新地域密着型サービス基準条例第 92 条第 1 項第 7 号及び第 197 条第 1 項第 7 号並びに第 2 条の規定による新地域密着型介護予防サービス基準条例第 53 条第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第 4 条 施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間は、第 1 条の規定による新地域密着型サービス基準条例第 106 条の 2（新地域密着型サービス基準条例第 128 条、第 149 条、第 177 条、第 189 条及び第 202 条において準用する場合を含む。）並びに第 2 条の規定による新地域密着型介護予防サービス基準条例第 63 条の 2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第 86 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第 5 条 施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間は、第 1 条の規定による新地域密着型サービス基準条例第 172 条第 1 項（新地域密着型サービス基準条例第 189 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第 25 号

網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行する。

議案第 26 号

網走市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例制定について

網走市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例

網走市老人デイサービスセンター条例（平成 12 年条例第 10 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 27 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和 6 年 3 月 1 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

記

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 財産の名称
及び数量 | 事務用椅子等 一式 |
| 2 | 取得の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 取得の金額 | 78,267,200円 |
| 4 | 取得の相手方 | 網走市新町1丁目1-8
株式会社オフィスワン
代表取締役 遠藤 敏明 |

議案第 28 号

財 産 の 取 得 に つ い て

次のとおり財産を取得する。

令和 6 年 3 月 1 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

記

- | | | |
|---|---------------|---------------------------------------|
| 1 | 財産の名称
及び数量 | 書庫等 一式 |
| 2 | 取得の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 取得の金額 | 60,637,500円 |
| 4 | 取得の相手方 | 網走市桂町5丁目3番1号
小林株式会社
代表取締役 福田 智弥 |

議案第 29 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和 6 年 3 月 1 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

記

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 財産の名称
及び数量 | 事務用デスク等 一式 |
| 2 | 取得の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 取得の金額 | 73,475,600円 |
| 4 | 取得の相手方 | 網走市新町1丁目1-8
株式会社オフィスワン
代表取締役 遠藤 敏明 |

議案第 30 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和 6 年 3 月 1 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

記

- | | | |
|---|---------------|---------------------------------------|
| 1 | 財産の名称
及び数量 | 特別職・議会関連家具等 一式 |
| 2 | 取得の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 取得の金額 | 80,399,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 網走市桂町5丁目3番1号
小林株式会社
代表取締役 福田 智弥 |

議案第 31 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和 6 年 3 月 1 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

記

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 財産の名称
及び数量 | 市民待合・収納用什器等 一式 |
| 2 | 取得の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 取得の金額 | 57,002,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 網走市字潮見 216 番地 48
アイビーエス株式会社
代表取締役 畑中 慶信 |